3　建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件の一部を改正する件（平成二十七年国土交通省告示第千百六十五号）の一部を次のように改正する。

附則第一項を附則第一条とし、同条に見出しとして「施行期日」を付する。

附則第二項を附則第二条とし、同条の前に見出しとして「経過措置」を付する。

附則第三項を附則第四条とし、附則第二条の次に次の一条を加える。

第三条　平成十二年建設省告示第千四百四十六号第一第九号に掲げる建築材料以外の指定建築材料のうち、附則第一条ただし書に規定する日前に建築基準法第七十七条の五十六第二項に規定する指定性能評価機関又は同法第七十七条の五十七第二項に規定する承認性能評価機関に対して性能評価の申請がされたものについては、前条の規定にかかわらず、この告示は、適用しない。

○国土交通省告示第三十四号

建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件の一部を改正する件（平成二十七年国土交通省告示第千百六十五号）附則第一条ただし書に規定する国土交通大臣が別に定める日は、平成二十九年四月一日とする。

平成二十九年一月二十日

国土交通大臣　石井　啓一

○環境省告示第二号

昭和四十六年三月農林省告示第三百四十六号（農薬取締法第三条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準）第三号の規定に基づき、水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準（平成十八年十二月環境省告示第百四十三号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十九年一月二十日

環境大臣　山本　公一

表に次のように加える。

2－イソプロピルフェニル＝メチルカルバマート（別名イソプロカルブ又はＭＩＰＣ）	2.4μg／l
6－クロロ－N^2，N^4－ジエチル－1，3，5－トリアジン－2，4－ジアミン（別名シマジン又はＣＡＴ）	170μg／l
（*RS*）－（*E*）－5－（4－クロロベンジリデン）－2，2－ジメチル－1－（1*H*－1，2，4－トリアゾール－1－イル）メチル）シクロペンタノール（別名トリチコナゾール）	750μg／l
4－アミノ－3－メチル－6－フェニル－1，2，4－トリアジン－5（4*H*）－オン（別名メタミトロン）	660μg／l

○環境省告示第三号

昭和四十六年三月農林省告示第三百四十六号（農薬取締法第三条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準）第四号イの規定に基づき、水質汚濁に係る農薬登録保留基準（平成二十年七月環境省告示第六十号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十九年一月二十日

環境大臣　山本　公一

表に次のように加える。

S，*S*－（6－メチルキノキサリン－2，3－ジイル）ジチオカルボナート（別名キノメチオナート又はキノキサリン系）	0.017mg／l
tert－ブチル＝（6－｛[(*Z*)－（1－メチル－1*H*－5－テトラゾリル)(フェニル)メチレン]アミノオキシメチル｝－2－ピリジル）カルバマート（別名ピカルブトラゾクス）	0.061mg／l
カルシウム＝3－オキシド－5－オキソ－4－プロピオニルシクロヘキサ－3－エンカルボキシラート（別名プロヘキサジオンカルシウム塩）	0.53mg／l
N－（4－メチル－6－プロパ－1－イニルピリミジン－2－イル）アニリン（別名メパニピリム）	0.19mg／l

国会事項

衆議院

政府特別補佐人承認

一月十八日大島議長は、安倍内閣総理大臣申出の次の者を、第百九十三回国会政府特別補佐人とすることを承認した。

人事院総裁　一宮なほみ
内閣法制局長官　横畠　裕介
公正取引委員会委員長　杉本　和行
原子力規制委員会委員長　田中　俊一
公害等調整委員会委員長　富越　和厚

参議院

政府特別補佐人承認

一月十八日伊達議長は、安倍内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第百九十三回国会政府特別補佐人として承認した。

人事院総裁　一宮なほみ
内閣法制局長官　横畠　裕介
公正取引委員会委員長　杉本　和行
原子力規制委員会委員長　田中　俊一
公害等調整委員会委員長　富越　和厚

人事異動

内閣

○内閣総理大臣海外出張

内閣総理大臣安倍晋三はフィリピン国、オーストラリア国、インドネシア国及びベトナム国へ出張のところ一月十七日帰朝した。

○経済産業大臣臨時代理解職

国務大臣　石原　伸晃

経済産業大臣世耕弘成帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に経済産業大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く

同　石原　伸晃

内閣府特命担当大臣世耕弘成帰朝につき内閣府特命担当大臣（原子力損害賠償・廃炉等支援機構担当）事務代理を免ずる

○国土交通大臣臨時代理

同　山本　有二

国土交通大臣石井啓一海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に国土交通大臣の職務を行う国務大臣に指定する

（在フランス日本国大使館参事官）外務事務官　岡田　智裕

博覧会国際事務局総会日本政府代表を命ずる（以上一月十七日）

（警察庁生活安全局付）警視長　日下　真一

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する

内閣官房特定複合観光施設区域整備推進本部設立準備室参事官を命ずる（一月十八日）

法務省

○定年退官

小倉区検察庁副検事白濱博志は、検察庁法第二十二条の規定により一月十七日限り定年退官

防衛省

（陸上自衛隊補給統制本部）一等陸佐　二宮　秀治

陸上自衛隊補給統制本部付を命ずる（二十八年十二月三十一日）

（第一五旅団司令部）二等陸佐　井門　秀治
（陸上自衛隊幹部学校）同　五十嵐雅康
（陸上幕僚監部）同　生田　敬三
（陸上自衛隊小平学校）同　糸尾　悦司
（湯布院駐屯地業務隊）同　今井　健太
（西部方面総監部）同　上薗　誠司
（統合幕僚監部）同　上原　正一
（陸上自衛隊通信学校）同　大西　準一
（高田駐屯地業務隊）同　岡田　豊
（陸上幕僚監部）同　奥　和昌
（西部方面特科隊）同　香川　賢士
（陸上幕僚監部）同　兼子　孝人
（陸上自衛隊東北補給処）同　河原　宏樹
（陸上自衛隊施設学校）同　北島　靖彦
（陸上自衛隊幹部学校）同　木村　健一
（第一施設団本部）同　熊倉　弘典
（陸上幕僚監部）同　黒木　崇
（陸上自衛隊幹部学校）同　古賀　信之
（陸上幕僚監部）同　児玉　龍